

福祉サービス第三者評価結果報告書

【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	幼保連携型認定こども園 光の園幼稚園	
運営法人名称	学校法人 光の園	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	園長 小池 聖子	
定員（利用人数）	169 名	
事業所所在地	〒 555-0032 大阪市西淀川区大和田5-17-6	
電話番号	06 - 6471 - 4248	
FAX番号	06 - 6478 - 1528	
ホームページアドレス	https://www.hikarinosono.ac.jp	
電子メールアドレス	yochien@hikarinosono.ac.jp	
事業開始年月日	平成 27 年 4 月 1 日	
職員・従業員数※	正規 33 名	非正規 16 名
専門職員※	保育教諭 28名 看護師 1名 薬剤師 1名 栄養士 1名 調理師 3名 調理員 3名	
施設・設備の概要※	[幼児：園舎、設備等] 3階建 保育室 7室、静養室、調理室、ホール、トイレ、 園庭、バスガレージ	
	[乳児：園舎、設備等] 3階建 保育室3室、子育て支援室、調理室、沐浴室、調乳室、 トイレ、福祉対応トイレ、絵本コーナー、休憩室、青 空デッキ、エレベーター、ガレージ	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する 事業所の同意の有無	有
-------------------------	---

【理念・基本方針】

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われるきわめて重要な時期であることに鑑み、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて乳幼児期の発達の特徴を把握し、「勇気と感動とやさしさと」をスローガンに、子どもが主体的な活動ができるような教育・保育の充実を図る。

【施設・事業所の特徴的な取組】

【一人ひとりに寄り添う保育】

子ども一人ひとりの発達や性格、家庭環境から生じる個人差を十分に把握し、それに応じた丁寧な保育を実践しています。特に乳児期には育児担当制を導入し、子どもが常に同じ保育教諭と関わることで、安定した愛着関係の形成を大切にしています。保育教諭は、言葉かけや抱っこ、わらべうたなどを用いて、子どもの気持ちを受け止めながら丁寧に応答し、安心感のある環境を提供しています。また、発達に応じた保育を実践し、排泄や食事など1対1の関わりを大切にしています。さらに、保護者との連携を通じて生活リズムや発達状況を共有し、園と家庭が一体となって子どもの成長を支えています。

【様々な人との関わりが保障された協同的な保育環境】

日常生活や遊びを通じて、年齢の異なる子どもたちと関わる機会が設けられています。3～5歳児は異年齢でのグループ活動を取り入れた保育が実践されており、年長児が年下児を自然に手助けする姿が見られるなど、思いやりや社会性、リーダーシップが育まれる環境となっています。また、活動の中で互いに影響を受けながら協同的に物事に取り組む経験を重ねることができるよう配慮されています。保育教諭は子どもたちの関係性に目を配りながら、必要に応じた仲介や声かけを行い、一人ひとりが安心して人と関わる力を育めるよう支援しています。

【主体性を大切にしながら遊びに没頭できる保育の工夫】

子どもたちが主体的に遊びに没頭できる環境づくりが本園の保育の特徴です。特に3～5歳児においては、絵画や造形、運動遊び、英語、ダンスなど多様な活動が日常に組み込まれており、それぞれが自分の力や関心に合った活動に意欲的に取り組む姿が見られます。園内には子どもたちが制作した作品が掲示されており、自らの表現が認められる喜びを感じる機会ともなっています。また、遊びを通じて「こうしたい」「もっとやりたい」といった意識が自然に引き出されるよう、保育教諭は環境構成や言葉かけに工夫を重ねています。

【評価機関情報】

第 三 者 評 価 機 関 名	一般社団法人NECQA
大 阪 府 認 証 番 号	270065
評 価 実 施 期 間	令和7年5月20日～令和7年8月22日
評 価 決 定 年 月 日	令和7年8月22日
評 価 調 査 者（役 割）	2401C034（運 営 管 理 委 員） 2401C026（専 門 職 委 員） 2401C011（専 門 職 委 員） （ ） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

大阪市の西部、静かな住宅街に位置する本園は、阪神本線千船駅および阪神なんば線出来島駅から徒歩10分にあり、交通の利便性にも恵まれています。幹線道路から離れ、北側には緑豊かな公園があるなど、落ち着いた地域環境が形成されています。

乳児と幼児の園舎は、道を挟んで独立して配置されており、それぞれの発達段階に応じた保育環境が整備されています。乳児の園舎には青空デッキ、幼児の園舎には園庭が併設されており、砂場やアスレチック遊具などが整備され、子どもたちが戸外でのびのびと体を動かし、遊びを通して身体能力や社会性を育むことができる環境が整っています。

本園では「勇気と感動とやさしさ」をスローガンに掲げ、乳幼児期の発達の特性を踏まえた教育・保育を実践しています。子どもの主体性を尊重した保育が基本方針とされており、発達や家庭環境に配慮しながら、子ども一人ひとりの状態に応じた関わりが行われています。

0～2歳児には育児担当制を取り入れ、子どもとの信頼関係を基盤とした安定した関わりが行われており、子どもが安心して生活できるよう丁寧な保育が実践されています。3～5歳児については、日常の遊びや活動を通じて、表現力や社会性を育む取り組みが行われています。異年齢での関わりや造形活動、専任講師による体育・英語など、子どもの興味関心に応じた多様な経験が提供されています。このように、年齢や発達に応じた保育と環境構成、職員の丁寧な関わりにより、子どもたちが安心して主体的に活動できる保育が安定して実施されています。

◆特に評価の高い点

【育児担当制を基盤とした質の高い乳児保育】

子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを大切にされており、園舎は温かみのある家庭的な雰囲気を整えられており、保育室には家族の写真が飾られ、まるで自宅で保育を受けているような温かさが感じられます。また、育児担当制を導入しており、職員一人ひとりがその意義と方法をしっかりと理解したうえで保育を行っているため、子どもたちは担当保育教諭に信頼を寄せ、安心して生活しています。環境面でも配慮があり、乳児用のテラスには砂場や遊具が整備され、安心して遊べる空間が確保されています。子どもたちは落ち着いて生活し、自分で遊びたいおもちゃを選び、遊び終わると自ら片づける姿が見られます。さらに、生活習慣の習得にも工夫があり、遊びの中に着脱の練習を取り入れるなど、子どもが楽しみながら身につけられるようにしています。

【異年齢保育を通じた豊かな学びと表現の環境づくり】

3歳から5歳までの異年齢保育時間を実施しており、子どもたちが互いに関わり合う中で思いやりや社会性を自然に育むことができるように配慮しています。職員はそれぞれの得意分野を活かし、遊びを通じて子どもたちと共に学び合う姿勢を大切にしています。園舎のあらゆる場所には、子どもたちが制作した造形作品が多く飾られ、子どもたちの創造力や表現力を育む環境が整っています。絵画、体操、英語の指導には専任の先生が定期的に来園し、それぞれの専門性を生かした指導を行っています。また、泥んこ遊びをはじめとした外遊びも積極的に取り入れており、子どもたちが自然に触れ合いながら五感をフルに使って遊べる環境を整えています。

【人間関係の良さと成長できる環境が魅力の職場】

職員が安心して日々の業務に取り組めるよう、さまざまな面で配慮された環境が整っており、職場に対する満足感を持ちながら働いています。園長や副園長の人柄の良さが職員から高く評価されており、上司に何でも相談しやすい雰囲気があります。保育の中で「やってみたいこと」や「得意なこと」を日々の会話の中から引き出してもらえるため、自分のスタイルを大切にしながら保育に挑戦することができます。うまくいかなかったときも、的確なアドバイスをもらい、次へのチャレンジの機会が与えられる点も大きな魅力です。職員同士も明るく、人間関係がとても良好で、チームワークのある職場です。また、園内研修も充実しており、職員間の話し合いを大切にしながら学び合う文化が根づいています。加えて、完全週休2日制が導入されており、プライベートの時間も確保しやすく、働きやすい職場環境が整っています。

◆改善を求められる点

【中長期計画の策定と地域交流の強化】

園では理念や基本方針に基づき、日々丁寧な保育が実践されています。一方で、中長期的なビジョンの明文化や、それに基づく事業計画・収支計画の策定はこれからの課題といえます。そのため、園の方向性や目指す姿が職員間で十分に共有されておらず、将来を見据えた取り組みの構想が難しい側面も見受けられました。加えて、地域の福祉ニーズの把握には取り組まれているものの、継続的な交流や公益的な活動については、今後の展開が期待されます。これまでの実践を踏まえ、園の将来像と地域との連携の方向性を、中長期的な計画に位置づけることが、保育の質の向上とともに、地域福祉の拠点としての役割と機能の強化につながるものと考えられます。

【ヒヤリハット報告の見直し】

事故報告・ヒヤリハット報告への職員の認識はありますが、ヒヤリハット「事故には至らなかったが危なかった事例」をあまり収集できていない状況になっています。ヒヤリハットの収集は職員の危険への気づきを促す取り組みであり、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするものではないということに留意しながら、園全体でヒヤリハットの重要性などの理解を深め、積極的に事例を収集し、要因分析の実施と対応策を講じられることを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、初めて第三者評価を受けることになり自己評価の項目を見てかなり身構えましたが、項目に沿って自園について振り返り、実際に見ていただいております中でたくさんの気づきをいただくことができました。「まずは子どもの育ち」という思いでやってきたことに対して一定の評価をいただけたことは教職員の励みになりますし、この先の自園のあり方を考え、そこに向かって教職員とともに歩を進めるにあたって評価者の皆様からいただいた様々なヒントはぜひ活かしていきたいと思っています。評価者の皆様には前向きになれるような視点で園を見ていただき、またご助言をいただきこれからにつながる評価を受けることができました。ありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	法人および園の理念・基本方針が明文化されており、パンフレットやしおり、掲示物などの文書により保護者や職員に対する周知が行われています。入園説明会ではスライドを用いた説明、懇談会やおたより等を通じて、理念と方針の理解促進に努めています。職員には年度初めの会議や研修において理念を再確認し、年間計画に反映させて保育の軸として共有しています。また、日常の保育の中に落とし込まれており、職員が子どもたちと関わる際の判断や対応の土台となっています。組織全体として理念を大切にしながら、実践に結びつける姿勢がうかがえます。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	社会福祉事業の動向や地域の福祉計画について、関係機関からの情報や会合への参加を通じて把握に努めています。また、子どもの数や保育ニーズ、利用者像についても、近隣園との情報交換や園児数の推移などから、地域の特徴を捉えるよう工夫しています。その一方で、得られた情報を経営判断や中長期的な方針に活かす仕組みは、これからの課題と捉えています。収支の年次見直しは継続して行われていますが、コストや利用率を踏まえた継続的な分析体制については、今後の取り組みの充実が望まれます。地域や社会の動向を的確に捉え、保育の質の向上と持続可能な経営に活かしていくことを期待します。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	保育内容や財務、人材確保などの視点から現状を分析し、経営上の課題を明らかにしています。園児数の減少や職員確保の難しさについては、理事会等で共有を図るとともに、対策について意見交換を行っています。職員にも影響の大きい課題は分かりやすく説明し、共に解決策を検討しています。保育実践の振り返りを通じた見直しや、定員の調整、人材定着に向けた環境づくりなど、具体的な対応を段階的に進めています。今後は、改善策を組織的・計画的に進めていく体制の整備を期待します。	

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

c

(コメント)

理念や基本方針を大切にしながら、子どもの姿に寄り添った保育が日々丁寧に行われています。一方で、中・長期的なビジョンを明文化し、それに基づいた事業計画や収支計画の策定にはまだ至っていません。現在は必要に応じた対応が中心となっており、複数年を見通した計画的な枠組みや進捗を確認する仕組みは今後の課題といえます。これまでの実践を土台に、園としての将来の方向性を明確にし、継続的な保育の質の向上と安定した運営につながる計画づくりが進められることを期待します。

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

c

(コメント)

教育課程に基づき、園の目指す子ども像や前年度の子どもの姿をふまえて単年度の事業計画が立てられています。各学年で話し合いを行い、実行可能な計画として工夫されているほか、日々の保育を振り返りながら改善を図る取り組みも見られます。一方で、中・長期計画が現時点では策定されていないため、単年度計画が中・長期的な視点に基づいているとは言い難い状況です。今後は、理念に基づいた将来のビジョンを明確にし、中・長期計画と連動した単年度計画の策定が進められることを期待します。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

a

(コメント)

職員の意見や考えを取り入れながら事業計画が立てられており、現場の実情に合った実行しやすい内容となっています。計画の進行状況は月・週・日ごとに確認され、行事後や学期末には振り返りの場を設けて見直しが行われています。こうした評価は記録に残し、次年度に向けた改善にもつなげられています。計画や見直しの内容は終礼やアプリを通して共有されており、職員が理解しやすい工夫もなされています。日頃から意見交換がしやすい雰囲気が築かれており、現場に根ざした前向きな取組が続けられています。

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

(コメント)

事業計画の主な内容については、保護者にわかりやすく伝えられるよう丁寧に工夫されています。年間のねらいは4月の初めに共有され、日々の保育の意図や子どもの育ちについても、園だよりやクラスだよりを通じて週に数回発信されています。また、保護者会や懇談会、行事の前後などを通じて、活動の目的や子どもたちの様子が伝えられています。写真の活用や読みやすい表現、見やすい紙面づくりなど、理解を深める工夫が随所に見られます。さらに、少人数での懇談会や早めの情報提供など、保護者が参加しやすい環境づくりも大切にされています。

		評価結果
Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
Ⅰ-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	日々の保育や行事のあとには振り返りの機会が設けられ、週日案を活用して保育内容を見直すなど、保育の質を大切にしたい取り組みが行われています。終礼や保育教諭間でのやりとりも活発で、現場の声が日々の改善につながっています。自己評価は年に1回以上実施され、職員同士の面談を通して気づきの共有も図られています。今後は、こうした日常の取り組みをさらに深めるために、評価結果を園全体で検討し、継続的な改善につなげる体制づくりが望まれます。また、初めての第三者評価を契機に、外部の視点も取り入れながら組織としての取り組みが広がっていくことを期待します。	
Ⅰ-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	保護者アンケートや市の監査結果を通じて保育に関する課題を把握し、終礼や会議の中で職員と共有する機会が設けられています。課題に対しては主任を中心に話し合いが行われ、職員の意見を取り入れながら改善策を検討し、実践につなげる取り組みが進められています。また、2か月ごとに期のねらいを設定しており、その都度、目標の達成状況や課題について振り返りが行われています。今後は、こうした取り組みの成果や課題について記録を残し、継続的な振り返りに生かせるよう、評価結果の明文化や組織的な活用体制の整備が進むことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	園長は、日々の園運営に真摯に向き合い、園だよりなどを通じて保育に関する方針を発信するなど、職員や保護者への情報共有に努めています。職員との関係性も良好で、現場では信頼される存在となっています。一方で、園長の役割や責任を明記した職務分掌は作成されておらず、日常的な会議や研修での周知も十分とはいえません。また、災害や緊急時における指揮系統や権限委任についても、明文化されていない状況です。今後は、園長の役割を明確にし、園全体で共有できる体制づくりを期待します。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	園長は、法令やガイドラインへの理解を深めるために、研修や勉強会に積極的に参加し、得た知識を園の運営に生かそうとする姿勢が見られます。利害関係者とも適正な関係を保ち、環境への配慮にも日頃から取り組まれています。一方で、廃棄物処理など一部の環境関連法令については、対応が十分でないと感じており、今後の取り組みが期待されます。職員への周知も終礼などで行われていますが、組織全体で共有する体制づくりや、継続的な学びの機会の充実が望まれます。	

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	園長は、保育の質の向上に意欲的に取り組んでおり、子どもの育ちに目を向けながら日々の保育を見直し、園だよりや終礼を通じて方向性を伝えるよう努めています。月1回以上の職員会議では園内研修も行われ、課題が話し合われて実践に反映されています。副園長や主任と連携しながら、職員が主体的に考えて取り組めるような関わり方を大切にしている点も特徴です。一方で、保育の評価や改善の視点については共通の基準や枠組みが十分に共有されておらず、今後は組織としての方向性を明確にしていくことを期待します。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	園長は、経営の改善や業務の実効性向上に向けて、理事長や事務担当者と連携しながら、人事・労務・財務の観点から課題の把握と改善に取り組んでいます。人員配置や職員の関係にも目を配り、働きやすい職場づくりに向けた工夫も行われています。園長からは、必要な場面で方向性が示され、組織の意識づけにも力が注がれています。一方で、具体的な改善の実行面では、副園長や主任を中心とした現場主導で進められている場面も多く見られます。今後は、園長の考えがより明確に共有され、組織全体の推進力につながっていくことが期待されます。	

評価結果

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	福祉人材の確保・育成に関する基本方針を持ち、子どもの姿や保育の目的に応じた人員配置や専門職との連携など、現場の状況に即した柔軟な取組が行われています。職員が将来の姿を描けるよう面談や日々の対話を通じた支援が行われ、研修機会の確保や実習生の受け入れなど育成にも力を入れています。園内研修や話し合いの場も定期的に設けられ、職員の学びや定着につながる工夫が見られます。一方で、人材確保・育成に関する具体的な計画書の整備や共有は今後の課題といえ、組織的な視点からの継続的な体制づくりを期待します。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	保育の方向性や保育教諭としての在り方については、園長から日常的に言葉や姿勢を通じて共有されており、職員が共通の目標を持って保育にあたれるよう配慮されています。一方で、法人が定める「期待する職員像」については書面で整備されているものの、文書としての明確な提示や全体への周知は十分とは言えず、人事基準についても文書化されていない状況です。今後は、昇進・配置・処遇に関する基準を明確にし、職員の成長や意欲を支える総合的な人事管理体制の構築を期待します。	

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
-----------	------------------------------------	---

(コメント)

職員の就業状況や意向を日常的に把握し、勤務状況の改善や相談体制の整備に努めています。有給休暇や時間外労働の状況を定期的に確認し、柔軟な働き方を支える体制が整えられています。相談窓口は複数あり、職員が話しやすい環境が保たれています。健康管理面でもキンダーカウンセラーや看護師が相談に応じており、体調変化への周囲の気づきや声かけも日常的に行われています。ライフステージに応じた配慮や、業務を支え合う風土があり、職員の満足度は高く、「働きやすい職場」としての魅力が感じられます。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	目指す保育教諭像を職員と共有しようとする姿勢があり、個別面談を通じた目標設定や振り返りが行われています。学期ごとにスモールステップの目標を立て、中間面談で進捗を確認するなど、育成を支える仕組みが取り入れられています。一方で、幼児と乳児で面談の回数に違いがある点や、「期待する職員像」が個々の目標管理のための仕組みに十分に結びついていない点があり、運用の統一や育成計画の体系化には課題が見られます。今後は、計画的かつ継続的に取り組んでいける体制づくりが望まれます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	全体的な計画に「期待する職員像」が明示されており、園外研修については「研修ハンドブック」を活用しながら、多様な分野から職員が計画的に選択できるよう配慮されています。年度初めや学期末に園内研修を行う仕組みもありますが、実施内容は職員に任されている部分が多く、教育・研修計画の体系的な評価や見直しは十分とはいえない状況です。また、専門技術や資格に関する育成目標も明確ではなく、今後は研修内容の計画性や継続的な検証を意識した体制づくりが望まれます。	
Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	職員一人ひとりの知識や資格取得の状況を把握し、それぞれの得意分野を活かした業務の分担が行われています。OJTでは、経験年数に応じたペアリングにより役割を明確にし、日々の保育の中で丁寧な育成が進められています。園内での階層別・テーマ別の研修は設けられていませんが、園外研修については文書やアプリで情報が共有され、参加しやすいよう配慮されています。時期や内容にも柔軟に対応し、オンライン研修の活用も取り入れられています。一方で、個々の研修参加状況の記録や計画的な支援体制には課題もあり、今後は一人ひとりの学びを継続的に支えられる仕組みづくりが進められることを期待します。	

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習生の受け入れにあたっては、園全体で関わろうとする姿勢が大切にされており、園長や副園長、主任が中心となって指導にあたっています。一方で、育成に関する基本的な方針が文書として整備されておらず、指導にあたる職員向けの研修も行われていないのが現状です。また、マニュアルは事前訪問時の対応内容にとどまっており、専門職としての成長に向けた育成プログラムについては、今後の検討が期待されます。学校との連携は丁寧に行われており、実習生が安心して学べるよう工夫されていますが、育成体制全体としては整備の途中段階といえます。今後は、実習指導の基本的な方針や計画を明確にし、段階的な指導体制や指導者への支援体制を充実させていくことが望まれます。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
(コメント)	法人および保育所の理念や基本方針、事業計画、予算・決算などの運営に関する情報は、ホームページを通じて公開されており、透明性の確保に努めています。今回が初めての第三者評価受審となりますが、評価結果の公開についても検討が進められており、保護者への丁寧な周知に向けた体制づくりが意識されています。苦情や相談の受付体制については重要事項説明書に記載されており、対応状況についても必要に応じて保護者に伝えられています。また、地域に向けた情報発信については、園新聞などを活用しながら取り組んでいます。	
Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
(コメント)	事務・経理・取引に関するルールや職務分掌、権限と責任を明確にし、辞令や終礼を通じて職員に周知しています。業務の適正な運営に向けて、内部監査を定期的実施しているほか、文書も適切に保管し、書類管理のルールも整備されています。さらに、年に3回、外部の監査法人による監査支援を受け、指摘事項があった場合は速やかに改善を図り、再発防止に努めています。改善に際しては複数の職員で対応を確認する体制が整っており、透明性と公正性を重視した運営が実践されています。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	c
(コメント)	地域との交流については、基本的な考え方を文書として整理し、保護者への情報提供も行われていますが、地域の方々との継続的な関わりは機会が限られています。地域行事や活動への参加も、職員やボランティアによる支援体制が十分に整っておらず、以前参加していた活動も現在は見送られています。掲示板を活用した地域情報の提供や、保護者への社会資源の案内についても、現時点では十分な取り組みには至っていないようです。行政機関などの個別的な紹介対応は行われていますが、今後は地域とのつながりを日常的に育む工夫や、継続的な関係づくりに向けた具体的な取り組みが期待されます。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
(コメント)	中学生の職場体験の受け入れや学生ボランティアの募集を行うなど、地域や教育機関との関わりを大切にしようとする姿勢がうかがえます。一方で、ボランティア受け入れに関する基本的な考え方や手続きについては、現時点では文書化やマニュアルの整備にまでは至っておらず、現場での対応に委ねられている部分も見受けられます。事前の説明や注意事項の伝達も主に口頭で行われ、受け入れ時の記録や支援体制の整理については、今後の整備が期待されます。加えて、学校教育機関との連携は継続して行われているものの、受け入れ全体の流れや体制を明確にし、安心して協力できる環境づくりが進められることが望まれます。	

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	地域の医療機関のリストは整備されており、職員間での情報共有が図られています。あわせて、関係機関や団体に関する情報についても、チラシや資料を集めるなど、身近な社会資源への理解を深めようとする取組が見られます。一方で、子どもや保護者の状況に応じた支援につなげられるよう、一覧化や利用方法を整理した資料については、今後の充実が期待されます。また、こうした社会資源を活用しながら、地域全体の課題に目を向け、他機関と連携して取り組む体制についても、今後広がっていくことが望まれます。	

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
(コメント)	運営委員会の開催や地域との交流、関係機関・団体とのつながりを通して、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めているものの、現時点では十分な取組には至っていません。民生委員・児童委員との定期的な会議や関係機関との情報共有も限定的であり、地域の具体的な福祉課題に対応する体制整備が求められます。相談事業としての窓口は設けられているものの、地域住民への発信や協働的な取組にはつながっておらず、保育所の地域福祉拠点としての機能発揮には課題が残っています。今後は、地域との連携強化と福祉ニーズの継続的な把握体制の整備を期待します。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
(コメント)	地域の福祉ニーズの把握に努めてはいるものの、それに基づく公益的な事業や活動の展開には至っていません。地域の子どもの育成や子どもの貧困対策など、地域に根ざした具体的な事業計画は策定されておらず、地域住民や関係機関と連携した取組も限定的です。福祉的支援のノウハウや情報を地域に還元する体制も整備されておらず、地域の防災対策に関しては避難連携に留まっています。今後は、地域との協働体制を構築し、園が有する専門性を活かした公益的な活動の推進を期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
(コメント)	子どもを尊重する保育の理念は基本方針に明記され、日々の実践の中でその考えが大切にされています。園内研修や日々の振り返りを通じて、一人ひとりの子どもに丁寧に関わる姿勢を共有する取組が行われており、異年齢保育やグループ活動を通じて、子ども同士が思いやりを持って過ごせる環境づくりが進められています。人権意識の向上に向けてチェックリストの活用もありますが、全体での共通理解を深めるための指針づくりや、外部研修の内容を園内で共有する仕組みには、今後の工夫が期待されます。あわせて、保護者への伝え方についても、より分かりやすく丁寧に伝える工夫が求められます。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	子どものプライバシー保護については基本的な姿勢が職員間で共有され、規定も整備されています。日常の保育では、終礼や声かけを通じて意識づけが行われ、設備面でも衝立やカーテンを活用するなど配慮が見られます。一方で、個人情報の取扱いや保管方法に関する実践が統一されておらず、対応が個々の職員に委ねられている面もあります。また、保護者への説明は主に入園時に限られており、子ども自身にもプライバシーについてわかりやすく伝える機会があまり設けられていない状況です。今後は、子どもや保護者にもわかりやすく伝えていく工夫や、日々の保育の中で自然に意識を育てられるような取組が進められることを期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	保育の理念や方針、内容、施設の特徴を丁寧に紹介したパンフレットを作成し、公共施設や区役所に設置するなど、誰もが入手できる形で積極的に情報提供を行っています。資料には写真やイラストを活用するなど、分かりやすさへの配慮もされています。また、見学を希望する保護者に対しては、個別に日程を調整し、実際の保育の様子を見ながら、丁寧な説明を行う体制が整っています。未就園児の親子にも声をかけ、気軽に質問できる機会を設けるなど、柔軟な対応も行われています。入園時配布物についても定期的な見直しを行い、保護者の意見を反映する工夫がされています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
(コメント)	保育の開始や内容の変更に際して、保護者の意向に配慮しつつ、わかりやすい説明を心がけています。準備物や変更点については、写真や図を活用した資料を用い、丁寧な説明を実施しています。外国籍の保護者に対しては、個別に電話や対面での対応、翻訳機を使用するなど状況に応じた配慮もなされています。個別支援計画を作成している子どもの保護者とは定期的に面談を行い、支援内容の見直しや合意形成が図られています。説明内容については同意を得たうえで書面に記録しており、必要に応じた確認書や同意書を保管しています。保護者の反応を見ながら柔軟に説明を進めるなど、丁寧なコミュニケーションが実践されています。	

Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	園の変更に伴う対応として、子どもの安心と継続性に配慮した体制が整えられており、指導要録や学籍の記録は所定様式に基づいて記入し、教職員間や園長・副園長との連携のもとで引き継ぎが行われています。しかし、指導要録の作成時に保護者の同意を得る仕組みは整っておらず、利用終了後の相談体制についても、窓口や手順を文書で案内する仕組みは設けられていません。今後は、保護者への説明や相談体制の明示など、継続的な支援に向けた対応の明文化を期待します。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	日々の保育の中で子どもの満足度を丁寧に捉え、記録を通じて保育の質向上に活かす取組が行われています。保護者に対しては、行事後や学期末に育ちに関する感想やアンケートを行い、保護者懇談会などを通じて意見交換の場も設けています。こうした内容は職員間で共有され、保育に反映しようとする姿勢も見られます。一方で、利用者満足に関する定期的なアンケート調査は実施されておらず、調査結果を分析・検討して改善につなげる体制は十分に整っていない状況です。今後は、継続的な満足度調査とその活用を通じた、組織的な振り返りと改善の仕組みづくりを期待します。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
(コメント)	苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、その体制を重要事項説明書や園のしおりで保護者に周知しています。苦情は受付から解決まで記録を適切に保管し、申立者へは対応内容を必ずフィードバックしています。公表は個人情報に配慮し、関係保護者には「おたより」等で通知、それ以外は件数のみを伝えています。苦情内容は職員間で共有し、保育の質向上に活かしています。今後は意見箱や匿名アンケートの導入を検討し、保護者が意見を伝えやすい環境づくりを期待します。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	入園時や年度初めには、専門カウンセリングに関する資料を配布しています。また、話し合いができるスペースの確保や連絡ノートの活用を通じて、相談や意見を受け付ける体制も整えています。しかし、保護者が相談や意見を述べる際に、複数の方法や相談相手を自由に選べることを明記した文書は作成されていません。今後は、相談窓口を明確にし、日常的にわかりやすい場所に掲示するなど、保護者が必要なときに迷わず相談できるような周知方法を工夫し、より開かれた相談体制の構築が求められます。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b

(コメント)

職員は日々の保育の中で、保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めています。職員から積極的に声をかけたり挨拶を交わしたりすることで、保護者が話しやすい雰囲気づくりにも取り組んでいます。相談や意見を受けた際の記録方法は職員に任されており、終礼などで情報共有は行っています。今後は、対応の一貫性や迅速さを保つための体制整備のために意見・要望・提案への対応についても明確な仕組みを整え、対応マニュアルなどを策定することで、保育の質と保護者からの信頼向上につなげていくことが求められます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	事故発生時の対応や安全確保については、責任や手順をマニュアルで明確にし、職員に周知しています。職員には安全確保や事故防止に関する研修を行い、マニュアルの読み合わせも実施しています。また、安全対策の実施状況や実効性については、定期的に評価・見直しを行っています。一方で、ヒヤリハット「事故には至らなかったが危なかった事例」はあまり収集できていない状況になっています。今後は園全体でヒヤリハットの重要性などの理解を深め、積極的に事例を収集し、要因分析の実施と対応策を講じられることを期待します。	
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	感染症対策については、責任と役割を明確にした管理体制を整備しており、看護師や薬剤師とともに年間計画を作成しています。変更点や気になる点については随時話し合いをし、対応を検討しています。感染症の予防と発生時の対応に関するマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、大阪市からの情報も適宜共有し、シミュレーション研修も実施しています。日々の予防策として視診や職員間での体調確認を行い、備品管理は看護師が中心となって対応しています。感染発生時は看護師、園長、副園長、主任が連携して適切に対応し、保護者には欠席状況の共有や感染拡大時の速やかな情報提供を行うなど、予防と対応の両面で体制を整えています。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a
(コメント)	災害時の対応体制を整備しており、定期的に避難訓練を実施して教職員と子どもたちが避難方法を確認し、保護者には入園時などに周知しています。立地条件を踏まえて災害の影響を把握し、建物・設備の安全確保や保育継続のための必要な対策を講じています。災害リスクについては教職員に周知し、子ども・保護者・職員の安否確認方法も定めています。また、食料や備品の備蓄リストを作成し、備品は定期的に見直し、管理者を決めて整備を行っています。防災計画を整え、地元の行政機関や消防署、警察、自治会、福祉団体などと連携し、津波避難訓練については近隣の専門学校に連絡して実施しています。	

評価結果

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	乳児は育児マニュアルを活用し、標準的な実施方法が適切に文書化されていますが、幼児における標準的な実施方法の文書化においては不十分でした。標準的な実施方法は保育を提供する職員が必ず行わなければならない基本となる部分を共通化することです。保育の実施の留意点や設備等の園の環境に応じた業務手順の記載や、職員の違い等による保育水準の差異を極力なくし一定の水準や内容を常年实现することが求められます。今後は現在職員間で理解されている標準的な実施方法を文書化し、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用できる仕組みづくりを望みます。	

Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	乳児においては現状の定期的な検証や、必要に応じた見直しを組織的に行う体制が整っていますが、幼児に関しては実施方法の文書化が不十分の為、確認できませんでした。今後は、標準的な実施方法を整備したうえで、子どものニーズの変化や新たな知識・技術の導入などを踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが求められます。また、園全体としては見直しを行った際には、標準的な実施方法の改訂履歴や検討会議の記録を適切に残すことが望まれます。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	様々な職種の職員に加え、必要に応じて園以外の関係者も交えてアセスメントなどの協議を実施しています。キンダーカウンセラーの参加や療育機関との連携も行われ、支援体制が整えられています。全体的な計画に基づき、個別の指導計画には子どもと保護者のニーズが明確に反映されており、保護者との面談や日常の会話を通じて丁寧に作成されています。支援が難しいケースでは早期支援につなげるための働きかけも行われています。今後はアセスメント手法の明確化や、指導計画作成における責任者の役割を明示を期待します。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	指導計画の見直しについては、年度初めや期の終わりなどに必ず実施しており、園全体や学年単位で行われ、主任や園長、副園長が参加する体制が整えられています。見直し後の内容は関係職員へ周知されるよう仕組み化され、緊急時の計画変更にも対応できるよう、共有アプリによる迅速な情報伝達や終礼での確認が行われています。計画の評価では、子どもや保護者のニーズ、保育の質に関わる課題を明確にし、必要な改善を反映しています。内容は今の子どもに必要な育ちを優先して検討され、次の計画に活かされています。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	子どもの発達状況や生活状況を統一した様式で定期的に記録し、個別の指導計画に基づいた保育が実施されていることが記録から確認できるよう、PDCAの流れに沿った形式を採用しています。記録内容や書き方にばらつきが出ないよう、主任や園長、副園長が確認の際に指導を行っています。情報は共有アプリに項目を立てて整理しており、定期的な会議や終礼などを通じて情報共有に努めています。また、コンピュータネットワークや記録ファイルを活用し、園内での情報共有の仕組みも整備されています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	個人情報保護規程を整備し、子どもの記録の保管・保存・廃棄・情報提供に関する規定を定めています。第三者への情報提供は保護者の同意を得て行い、インターネットの利用にはアクセス制限やパスワード管理を実施しています。情報漏洩時の対応手順も定めており、重要事項説明書とその確認書を通じて保護者に説明を行っています。記録管理は理事長、園長、副園長、事務担当教職員が担っていますが、規程の理解や遵守が個々の職員に任されているのが現状です。今後は全職員が規程を正しく理解し適切に対応できるよう、指導や研修体制の充実が図られることを期待します。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－1 保育内容		
A－1－（１） 全体的な計画の作成		
A-1-（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
（コメント）	児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨を的確に捉えたうえで、当園の理念・保育方針・目標に基づいた全体的な計画を適切に策定しています。この計画は、園の理念と保育実践とのつながりを明確に示した教育課程として文書化されています。子どもの発達傾向や保護者の状況、地域の様子などは日々の対話の中で把握しており、それを保育に生かしています。今後は、計画の策定プロセスにおいて、職員の意見収集や検討の場を設け、計画の改善と実行のサイクルを確立することを望みます。	
A－1－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	室内環境を常に適切に保つため、各保育室に温湿度計を設置しています。毎月1回、看護師とともに園内の安全点検と消毒チェックを実施しています。子ども一人ひとりが安心して過ごせるよう、くつろげる場所や環境が整えられています。また、家具や遊具の素材や配置にも配慮し、個々の発達や興味に応じた遊びや関わりができるよう、空間や保育内容にも工夫をしています。手洗い場やトイレは明るく清潔で使いやすく、安全対策も施しています。	
A-1-（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	子どもが安心して自分の気持ちを表現できる環境づくりを重視し、子どもの気持ちを汲み取り、代弁する関わりを大切にしています。特に自己表現が未熟な子どもの気持ちに寄り添い、見通しを持てる言葉かけを行うことで、子どもが自分の世界を広げられるよう促しています。子どもの欲求を受け止め、気持ちに沿った適切な対応を心がけ、一旦受け止めてから子ども自身が気づける言葉を意識してかけています。また、分かりやすく穏やかな言葉遣いを常に意識し、伝わりやすい表現を考えています。保育教諭の振り返りでは、言葉遣いが十分でない場合があることも認識されており、せかす言葉や不必要な制止語を用いないよう努めています。	
A-1-（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	一人ひとりの子どもの発達や家庭環境による個人差を十分に把握し尊重しています。基本的な生活習慣の習得では、子どもの「やってみたい」という気持ちを大切に、0～2歳児は個別に支援、3～5歳児は話し合いを通じて生活を進める活動を取り入れ、達成感を味わえるよう工夫しています。自由遊び前には身支度の時間を設け、無理なく取り組める環境を整えています。活動と休息のバランスを考慮し、静と動の活動を交互に配置しています。基本生活習慣の重要性は、総合絵本や看護師・薬剤師の指導を通じて子どもにわかりやすく伝え、繰り返し働きかけることで子どもが納得しながら身につけられるよう支援しています。	
A-1-（２）-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a

(コメント)

子どもたちが自主的に生活や遊びに取り組めるよう、多様な環境を整え援助しています。保育室だけでなく廊下や室外にも自由遊びコーナーを設け、おもちゃの入れ替えや難易度調整を行い、遊びの選択肢を広げています。朝・昼・夕方に自由遊びの時間を確保し、教え込まず共に考える関わりを大切にしています。身体活動も重視し、日常の遊びで多様な動きを促しています。年間を通じて園外保育も実施し、安全管理にも配慮しています。友だちとの関係づくりでは、多様な年齢やグループでの活動を通じて交流を促し、トラブル時には双方の思いを聞き解決を支援しています。

A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	遊び・食事・睡眠のスペースを分け、体を動かせるウレタン製の遊具や指先遊びのコーナーを設けています。育児担当制を導入し、食事や排泄、着替えの手順を統一して子ども一人ひとりに丁寧にに関わることで、愛着形成を大切に、子どもの表情や状態に応じた応答的な関わりを通じて安心感を提供しています。家庭との連携も重視し、入園前の懇談や慣らし保育で保護者と協力しながら、24時間サイクルの生活リズムを整えています。保護者の育児方針を尊重しつつ、園の保育方針への移行も丁寧に進め、登降園時には双方の様子を共有して負担軽減に努めています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一人ひとりの子どもの自主性を尊重し、子どもが自分で取り組もうとする気持ちを大切にしています。保育教諭は見守りながら必要に応じて援助し、子どもが達成感を味わえるよう配慮しています。遊びの環境は、子どもたちが十分に探索活動できるよう工夫し、発達に応じた玩具棚や粗大遊びスペースを設けて集中して遊べる環境を整えています。保育教諭は子どもの様子を観察し、遊びの発達について話し合い、子ども主体の関わりを心がけています。家庭とは連絡帳や懇談会で密に情報共有し、発達段階に応じた援助を説明、保護者の悩みに寄り添い共に支援しています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	保育室内外に複数の自由遊びコーナーを設け、子ども一人ひとりが興味関心にに応じて遊びを選び、友だちや保育教諭と関わりながら学びを深められるよう支援しています。異年齢交流も積極的に取り入れ、子どもたちが互いに関わり合う中で思いやりや社会性を自然に育むことができるように配慮しています。集団遊びでは、互いの気持ちを伝え合いながら協力し、目標に向かって力を合わせる楽しさや責任感を経験できるようにしています。また、子どもたちの成長や活動内容は、クラスだよりや園だより「あゆみ」を通じて保護者に具体的な姿を共有しています。小学校との連携を重視し、交流活動や年長担任による授業参観の機会を設けるなど小学校生活への移行支援に努めています。	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	障がいのある子どもが安心して過ごせるよう、スロープの設置や個別で過ごせる保育室の整備など、環境面に配慮しています。個別の指導計画を作成し、クラス全体の指導計画と関連づけて保護者と協議のうえ支援内容を明確にしています。保護者とは面談や連絡を通じて連携を図り、家庭や療育先の対応を園でも取り入れています。必要に応じて医療・専門機関の助言を受け、より良い支援につなげています。職員は研修や専門職からの学びを通して知識を深め、園全体の保護者には、障がいのある子どもの保育について理解を深められるように適切な情報を伝えており、多様な子どもが共に育つ環境づくりに努めています。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもが穏やかに過ごせるよう、特に夕方以降は保育教諭との関わりを密にし、落ち着いた過ごせる環境づくりに努めています。異年齢児と一緒に過ごす時間帯には、空間を区切る工夫や発達に応じた遊びの提供を行い、安心して過ごせるよう配慮しています。食事やおやつは在園時間や生活リズムを考慮し、栄養士が計画した適切な内容を提供しています。子どもの状況については、保育教諭間でノートや共有アプリを活用して丁寧に引き継ぎを行い、正確な情報を共有することで、子どもや保護者が不安を抱くことのないよう配慮しています。	
A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a

(コメント)

子どもたちが小学校以降の生活に見通しを持てるよう、近隣の小学校での体験活動や、就学予定の小学校へ自己紹介カードを持参する取り組みを行っています。不安を感じている子どもには、小学校の楽しさや幼稚園との共通点を伝えるなど、丁寧な説明を心がけています。保護者には、臨床心理士による茶話会の実施や個別面談、日常の会話を通して、小学校生活の見通しを持てるように支援しています。保育教諭と小学校教員による意見交換を行い、連携を深めています。園長の責任のもと、関係職員が幼保連携型認定こども園園児指導要録を作成し、指導記録と学籍記録を小学校へ送付しています。

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

(コメント)

子どもの健康管理に関するマニュアルを整備し、日々の心身の健康状態を把握しています。0～2歳児は入室前に検温を行い、体調は口頭および連絡帳を通じて共有、3～5歳児は保護者との口頭や連絡アプリで情報を確認しています。体調不良やけがの際は速やかに保護者へ連絡し、看護師・園長等が連携して対応します。年間保健計画は看護師主導で策定し、薬剤師の助言も受けています。入園時には健康管理票等を活用し、面談で得た情報を職員と共有しています。SIDSの対策として、0～2歳児担当職員への研修と記録の徹底、保護者への情報提供、仰向け寝の推奨、慣らし保育期間中の事故防止への理解促進を行っています。

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

(コメント)

健康診断や歯科健診の結果は一覧で記録され、関係職員がいつでも確認できるようにし、情報を共有しています。主治医からの指示事項は看護師が取りまとめ、「おたより」等で保護者に伝えるとともに、必要に応じて終礼などで職員間でも共有し対応しています。健診結果は書面で保護者に伝え、緊急時には電話連絡を行うなど迅速な対応に努めています。看護師は「ほけんだより」などを通じて健診結果や健康に関する情報を発信し、保護者の理解を促しています。これらの情報は年間の保健計画にも反映され、日々の保育において子どもの健康を支えるために活用されています。

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

a

(コメント)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー疾患を持つ子どもに対して個別の状況に応じた適切な対応を行っています。主治医や保護者からの情報、園内での対応方針を全教職員で共有し、緊急時に備えた手順を文書化し、シミュレーション研修も実施しています。慢性疾患を持つ子どもに対しても医師の指示のもとで対応し、保護者とは年1回の面談や行事前の確認を通じて密に連携しています。職員はマニュアルの読み合わせや毎月のアレルギー会議を通じて対応手順を確認し、必要に応じてエビペン講習も受講しています。

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

a

(コメント)

子どもたちが食に関する豊かな経験を積めるよう、保育計画に基づき野菜の栽培やクッキング、行事食の実施など多様な取り組みを行っています。食材やマナーに関する話を通じて興味を育み、机やいすの高さに配慮した環境づくりやお当番活動を通じて楽しく落ち着いた食事の時間を提供しています。無理に食べさせることはせず、意欲を育む関わりを大切にしています。年齢や発達に応じた食事援助や食器選び、適量の調整なども行い、子ども自身が自分に合った量を伝えられるよう促しています。家庭との連携も重視し、入園前の聞き取りや日々の情報共有、園・給食だよりなどを通じて協力体制を整えています。

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

a

(コメント)

一人ひとりの発育や体調に配慮し、献立や調理方法に工夫を凝らしています。子どもの食の好みや食べる量を保育教諭が把握し、子ども自身が適量を伝えられるよう促すとともに、「もう少し食べてみよう」と思えるような関わりを大切にしています。残食の記録や検食簿をもとに、献立や調理に改善を加えています。栄養士・調理員とは給食会議や日々の配膳時に情報を共有し、子どもたちの喫食状況を的確に把握しています。献立には季節感や地域の食文化を取り入れ、栄養士が保育室を巡回するなどして、子どもや保育教諭の声を新メニューの開発や調整に反映させています。また、衛生管理体制も整備されており、マニュアルに基づいた点検・記録を適切に実施しています。

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
（コメント）	家庭との情報交換は、連絡帳や口頭、電話、連絡アプリなど多様な手段で日常的に行っています。0～2歳児については連絡帳を活用し密に連携し、3～5歳児は必要に応じてノートや口頭、アプリ等で情報を共有しています。保育の意図や内容を保護者に理解してもらうため、クラスだよりやクラス懇談、行事など様々な機会を通して、日々の取り組みの過程も含め丁寧に伝えていきます。保護者が子どもの成長を実感できるよう、参観や保育参加、作品展や運動会、発表会などの機会を設けています。家庭の状況や情報交換の内容については、必要に応じて記録をとり、職員間で共有しながら保育に活かしています。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
（コメント）	保護者との信頼関係を築くため、日々のコミュニケーションを大切にし、相談には一旦しっかりと受け止めたうえで、適切な提案や関係機関の情報提供を行っています。相談内容は教職員間で共有し、迅速に対応できる体制を整えています。また、保護者の就労など個々の事情に配慮し、通園バスの利用や預かり時間の調整など、可能な範囲で柔軟に対応しています。園の特性を生かし、園内の人材でできる支援は積極的に実施しています。	
A-2-（2）-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
（コメント）	子どもの心身の状態や家庭環境を日頃から注意深く観察し、虐待や権利侵害の兆候を見逃さないよう努めています。疑いが生じた場合は、速やかに園内で情報を共有し対応を協議、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しています。また、保護者の精神的・生活的負担に対しては予防的な支援も行っています。職員への虐待等権利侵害に関する理解を促す取り組みについては、現時点で未実施であり、緊急時の連絡体制や対応マニュアルの運用も課題が残ります。今後は、研修体制の整備やマニュアルの実効性向上に向けた改善が求められます。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-（1） 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-（1）-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
（コメント）	保育教諭が主体的に保育実践を振り返るため、年3回程度は園長や副園長も交えて自己評価を行う機会を設けています。学期末や行事後にはチームでの振り返りを行い、職員間での気づきの共有や学び合い、意識の向上に貢献しています。職員から前回の自己評価の内容が分からないとの声があり、振り返りやすくするために前回の評価を確認できる工夫を行うことが、保育の質の向上を促します。また、個人の振り返りが園全体の改善へとつながるよう、さらなる工夫や体制の整備が望まれます。	

			評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助			
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助			
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
(コメント)	就業規則において、体罰・暴言・威嚇の禁止を明確に記載しており、全職員がその内容と重要性を理解できるよう周知を徹底しています。体罰や威圧的な言動が起こりやすい状況を具体的に想定し、それらを伴わない適切な援助技術を習得するための研修や話し合いを定期的の実施しています。また、教職員間の関係性改善にも取り組み、日常的にストレスを感じにくい環境づくりを進めています。これらの取り組みにより、職員の実践的な対応力が向上し、子ども一人ひとりの尊厳を大切にした保育が定着しています。		